

三木町公告第 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年8月25日

三木町長 伊藤 良春

第1 入札に付する事項

- 1 件名 令和7年度三木町消防団消防自動車売却
- 2 売却予定公用車 消防自動車（CD-I型） 1台
- 3 物品の特質
 - (1) 名称 三木町消防団第1分団第2部消防自動車
 - (2) 車体の形状 消防ポンプ自動車（2WD MT車）
 - (3) 車両番号 香川830 せ ・ ・ 12
 - (4) 車台番号 NK R 8 1 - 7 0 0 0 7 0 0
 - (5) 型式 P B - N K R 8 1 N
 - (6) 登録年月日 平成17年3月8日
 - (7) 走行距離 11, 978 k m（令和7年8月12日現在）
 - (8) その他 車両に積載している資機材も売却物に含む
売却車両は、現状有姿での引渡しとする。

第2 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項に規定する者に該当しないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- 3 日本国内に本社を有する法人又は日本国内に住所を有する者。
- 4 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。
- 5 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者。

第3 入札参加申込

入札の参加を希望する者は、次に掲げる入札参加申込書及び添付書類を提出し、審査を受けなければならない。

- 1 申込期間 令和7年8月25日（月）から令和7年9月5日（金）まで
※土、日、祝日を除く午前9時00分から午後4時00分まで
- 2 申込場所 三木町総務課危機管理係（第13に示す場所）
- 3 申込書類
 - (1) 入札参加申込書（様式第1号）
 - (2) 法人の場合：法人登記の登記簿謄本（全部事項証明書）（コピー可）
個人の場合：本籍地の市区町村が発行した身分証明書（コピー可）
 - (3) 国税・都道府県税・市区町村税の未納のない証明書（コピー可）

4 提出方法等

- (1) 入札参加申込書及び添付書類は、持参又は郵送により提出するものとし、郵送の場合は上記1の期間中に到達したものに限る。
- (2) 提出された入札参加申込書及び添付書類は、返却しない。
- (3) 入札参加申込書及び添付書類の作成及び提出等に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- (4) 入札参加申込者から提出された入札参加申込書及び添付書類は、公表しない。

5 提出部数 1部

6 入札参加資格の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格の審査結果については、令和7年9月10日(水)までに書面により通知する。
要件を満たしていないと認められた者に対しては、併せて理由を通知するものとする。
- (2) (1)の審査結果に不服がある者は、令和7年9月12日(金)までに町長に対して、3の場所に書面(任意様式)を持参し、苦情の申立てを行うことができる。
- (3) 町長は、前項の規定により苦情の申立てを受けた場合には、速やかに、三木町物品購入等審査委員会(昭和54年5月10日規程設置)に審議を依頼し、その審議の結果を踏まえた上で令和7年9月17日(水)までに書面により回答する。

第4 売却予定公用車の公開日時及び場所等

次のとおり売却予定公用車の公開を行う。

- 1 公開日時 令和7年9月2日(火) 午後1時00分から午後3時00分まで
- 2 公開場所 香川県木田郡三木町大字氷上310番地 三木町役場駐車場
- 3 参加方法 公開日時前日の午後3時00分までに電話連絡すること。
- 4 連絡先 三木町総務課危機管理係(第13に示す場所)
- 5 説明会 実施しない
- 6 その他 (1) 売却予定公用車の確認をしなくても入札に参加できるが、確認したもののみなす。
(2) 売却予定公用車の確認はできるが、試乗走行はできない。

第5 質疑

- 1 質疑がある場合は、次に従い提出すること。
 - (1) 受付期間 令和7年8月25日(月)から令和7年9月5日(金)午後3時00分まで
 - (2) 提出場所 三木町総務課危機管理係(第13に示す場所)
 - (3) 提出方法 質疑書(様式第2号)に質疑を記入の上、持参、郵送又はFAXにて提出すること。
※提出期限後に到着した質疑には回答しない。
※FAX番号: 087-898-1994
※FAXの場合は、FAX送信後に必ず電話にて着信の確認をすること。
※質疑書の原本は提出の必要はない。
- 2 1の質疑に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
 - (1) 閲覧方法 三木町ホームページ(<http://www.town.miki.lg.jp>)で閲覧に供する。
※第3の6で参加資格がないと認められた者が行った質疑には回答しない。
 - (2) 閲覧期間 令和7年9月9日(火)午後5時00分までに公開する。

第6 入札及び開札

1 入札方法

- (1) 入札者は、所定の入札書（様式第3号）を使用し、誓約書兼承諾書（様式第4号）を同封して、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスによる郵送又は持参により行うこと。
- (2) 上記以外の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の記載金額は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。
- (4) 1者が提出できる入札書は1通とし、提出した入札書の書換え、差換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 提出期限を過ぎて到達したものは、理由の如何を問わず無効とする。
- (6) 入札書などが町に到達済みの場合、入札を辞退することはできない。

2 提出期限 令和7年9月18日（木）午前10時00分（必着）

3 提出場所 三木町総務課危機管理係（第13に示す場所）

4 開札日時 令和7年9月18日（木）午前11時00分

開札への立ち会いを希望する場合は、開札日前日の午後3時00分までに申し出ること。

5 開札場所 三木町役場 会議室棟 4号会議室（香川県木田郡三木町大字氷上310番地）

6 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格があると確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けるなど、入札時点において、第2に掲げる資格のない者の行った入札は、無効とする。

第7 公正な入札の確保

入札者は、次の事項を遵守すること。

- 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 買受者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第8 入札の延期又は中止

災害その他やむを得ない事由がある場合、事故又は交通遮断等が発生し郵便が届かない場合、入札に関し不正行為がある等により適正な入札が執行できないと認める場合等、町長が入札を行うことができないと認めるときは、入札及び開札を延期又は中止することがある。

この場合、町長は入札書を提出した者に入札及び開札の延期又は中止した旨を電話又はFAXにより通知する。

第9 買受者の決定方法

- 1 町があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格で入札した者を当該売却物品の買受者とする。
- 2 買受者となるべき入札金額の最も高い者が2人以上ある場合は、立ち会いをしている町の職員がくじを引いて買受者を決定する。

- 3 入札書提出者（辞退者を除く。）には、速やかに結果を通知する。
- 4 入札結果は、開札を行った次の日以降に三木町ホームページへ掲載する。なお、電話による問い合わせには応じない。
- 5 買受者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、買受者とししない。

第10 売買代金の納入期限 令和7年10月17日（金）

第11 車両等の一時抹消登録手続期限及び引渡し等

- 1 手続期限 令和7年10月23日（木）まで
- 2 引渡期限 令和7年10月24日（金）まで
※土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで
- 3 引渡場所 三木町役場駐車場
- 4 費用負担 一時抹消及び引渡し等に要する費用は買受者の負担とする。

第12 引渡し後の車両取扱い等

- 1 車両に表示されている文字、図形、記号等、町が指定したものを取り外し、又は塗装等を行うことにより、当該文字、図形、記号等を消去し、三木町の車両と誤認されないよう措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定に加え、車両に装備されている赤色警光灯及びサイレンを撤去しなければならない。ただし、消防車両として海外へ寄贈等を行う場合はこの限りでない。
- 3 前各項の措置が完了した時は、次に従い提出すること。
 - (1) 提出期限 令和7年11月21日（金）
 - (2) 提出先 三木町総務課危機管理係（第13に示す場所）
 - (3) 提出書類 前各項の措置の完了を確認することができるカラー写真
 - (4) 提出方法 郵送又はメール

第13 申込、連絡、受付、提出及び問い合わせ先

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町総務課危機管理係 担当 山本

T E L 087-891-3301（内線 2114・2115）

F A X 087-898-1994